

● 規程改正の概要

要 旨	精神科入退院支援加算の施設基準を満たすため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」の一部改正を行う。
内 容	地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程の一部改正（規程第〇号） 1 規程改正の背景等 ・ 令和 6 年診療報酬改定に伴い「精神科入退院支援加算」が新設された。 ・ 「精神科入退院支援加算」における施設基準については、「入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること」が要件とされている。 ・ 県立北病院においては、該当する部門が未設置であり、今回「精神科入退院支援加算」の届け出を行うために、新たに「入退院支援室」を設置することとなったことから、当機構の組織規程の改正を行う必要が生じた。 2 規程改正の内容 （１）規程第 12 条第 2 項の規定に「入退院支援室」を追加する。 （２）規程第 17 条第 1 項及び第 2 項の「統括部長等」の職に「入退院支援室長」を追加する。 （３）規程別表（12 条関係）の北病院に設置する統括部に「入退院支援室」を追加する。
施行期日	令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

精神科入退院支援加算の届出に伴う部門の設立

1 精神科入退院支援加算の概要

(1) 加算詳細

精神科入退院支援加算（退院時1回に限り1,000点）
〔 精神病棟に入院中の患者が早期に退院し、医療や福祉サービスを切れ目なく受けられるようにするための取り組みを評価するために設けられた加算 〕

(2) 施設基準（抜粋）

- ・ 入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。
- ・ 当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の精神保健福祉士が配置されていること。
- ・ 当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の精神保健福祉士が、専従の精神保健福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。
- ・ 各病棟に、入退院支援及び地域連携業務に専従として従事する専任の看護師又は精神保健福祉士が配置されていること。
- ・ その他入退院支援等を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3) 算定要件

- ① 退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するものに対して入退院支援を行った場合
- ② 連携する他の保険医療機関において当該加算を算定した患者、又は特定入院料のうち、精神科入退院支援加算を算定できるものを現に算定している患者の転院を受け入れ、当該患者に対して入退院支援を行った場合

(4) 令和7年度収益見込(R7.10月～R8.3月)

令和7年度退院患者数718人(※) × 6/12 × 1,000点 × 10円 = 3,590,000円

※退院患者数を令和6年度の退院患者数(718人)と同数と見込んで算定

2 新部門の設置及び組織規程改正の内容

北病院では、現在施設基準である「入退院支援及び地域連携業務を担う部門」が未設置であるため、施設基準を満たすよう該当部門を新たに設置する。

そこで地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程について、別紙新旧対照表のとおり第12条、第17条、別表（第12条関係）を改正し、新たに入退院支援室という部門を新設することと併せて、入退院支援室長という職を設置する。

なお、入退院支援室長は北病院副院長が兼ねることとする。

組織規程 新旧対照表（令和7年10月1日施行）

新	旧
(病院の組織) 第12条 中央病院に事務局、医療安全・感染対策局、労働安全対策局、医療局、救急医療局、がんセンター局、薬剤部及び看護局を置く。 2 北病院に事務局、医療安全管理室、<u>入退院支援室</u>、社会生活支援部、医療部及び看護部を置く。 3 病院に置く部局等及び診療科等の名称は、別表のとおりとする。 (統括部長等) 第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、リハビリテーション統括部	(病院の組織) 第12条 中央病院に事務局、医療安全・感染対策局、労働安全対策局、医療局、救急医療局、がんセンター局、薬剤部及び看護局を置く。 2 北病院に事務局、医療安全管理室、<u>社会生活支援部</u>、医療部及び看護部を置く。 3 病院に置く部局等及び診療科等の名称は、別表のとおりとする。 (統括部長等) 第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、リハビリテーション統括部

新	旧
長、手術診療統括部長、放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、救急医療局に救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長及び地域救急・災害対策センター統括部長を、がんセンター局にゲノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、<u>入退院支援室に入退院支援室長</u>を、<u>社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。</u> 2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、リハビリテーション統括部長、手術診療統括部長、放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試	長、手術診療統括部長、放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、救急医療局に救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長及び地域救急・災害対策センター統括部長を、がんセンター局にゲノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、<u>社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。</u> 2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、リハビリテーション統括部長、手術診療統括部長、放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試

新	旧
験管理センター統括部長、救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長、地域救急・災害対策センター統括部長、ゲノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、<u>入退院支援室長</u>、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。	験管理センター統括部長、救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長、地域救急・災害対策センター統括部長、ゲノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、<u>社会生活支援部長</u>及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

